

千曲市告示第134号

千曲市自転車の安全利用及び自転車等の駐車対策に関する条例（平成15年千曲市条例第164号）第10条第5項の規定により、保管期間が経過してもなお所有者に返還することができない自転車等について、次のとおり処分するので、同条例第10条第6項の規定により告示します。

令和7年12月8日

千曲市長 小川 修一

1 処分対象自転車

令和7年8月21日付け告示第111号により移送及び保管した自転車等

2 処分予定日

令和7年12月19日